

令和4年度第4回香川県消費生活審議会 議事概要

日時 令和4年12月5日(月) 10:00～11:30
場所 県庁本館12階 第1、第2会議室
出席委員 肥塚会長、木村委員、大部委員、森委員、大山委員、大平委員、岡委員、長井委員
宮武委員、石井委員、大西委員、谷本委員
議題 (1)「次期香川県消費者教育推進計画」の策定について
(2) 令和4年度上半期の消費生活相談の状況について
(3) その他
資料 (資料1) 香川県消費者教育推進計画(案)の概要
(資料2) 香川県消費者教育推進計画(案)
(資料3) 香川県消費生活審議会からの計画案に対する意見
(資料4) 消費生活相談の状況 <令和4年度上半期(4月～9月)>
(参考資料1) 次期香川県消費者教育推進計画 年間スケジュール

公開・非公開の決定

本日の審議会は公開されることが決定された。

議題(1)

資料1～3に基づき事務局から説明

会長)

只今、香川県消費者教育推進計画の案(以下、計画案という)について、各委員から事前にいただいた意見を基に、事務局から計画案が示された。

何か御意見はあるか。

委員)

計画案42ページの「単独世帯化」などの表現を修正いただき、より分かりやすく、より時代に合った表現になったと思う。

この計画もそうだが、広く一般に公開される資料については、今後とも表現に留意いただきたい。

会長)

計画案36ページ下部に民生委員に関して「※」の注釈があるが、本文中の「民生委員」の後ろに「※」を記載して「民生委員(※)」と、対応している箇所を分かりやすくしていただきたい。

また、注釈文も「民生委員は、児童福祉法第16条に基づき児童委員を兼ねることとされています。」とした方が分かりやすいと思う。

資料1の課題①～⑩とそれに対する施策との対応の記載があるが、「5つの柱を軸に消費者教育の推進に取り組む。」という記載に対応する課題はどれか。

事務局)

「5つの柱」の記載に対応する課題は①～⑩全てである。

記載が分かりづらいようであれば、修正させていただく。

会長)

事務局の方で記載方法を検討していただきたい。
他に御意見はあるか。

委員)

資料1に記載されている課題「⑥若年者向けの情報発信と相談しやすい環境整備」のうち、「若年者が相談しやすい環境整備」についてはどのように記載しているか。

また、「若年者に向けた情報発信」については、ホームページやSNSを利用した情報発信を想定されていると思うが、若年者に見てもらえる媒体を活用することが重要だと思う。

情報を発信しても、ターゲットとなる若年者に届かないというのでは取組の効果が薄い。

例えば、学生にSNSによる情報発信業務を委託するなど、学生を情報発信する側として活用するといった取組などはいかがか。

事務局)

若年者が相談しやすい環境整備については、計画案51ページに記載しているとおり、国における消費生活相談のデジタル化に合わせて、本県の消費生活相談のデジタル化を進めることとしている。

今後の国の動きを見ながら、県として対応することとなるため、抽象的な表現としているが、国では、対面や電話での相談に抵抗を感じる若年者向けにチャットを使った消費生活相談受付の実証実験を行っており、そのような国の動きに合わせて、本県でも必要な環境整備に努める。

若年者に向けた情報発信については、県のホームページやツイッターなどのSNSを活用しており、その他の広報媒体の活用については、今後検討したい。

会長)

学生と連携した取組、学生を巻き込んだ取組についてはどのようにお考えか。

事務局)

確かに、学生を巻き込んだ取組は、消費者教育推進に有用であると考えます。

ただ、計画案には明記はせず、今後、取組を検討させていただきたい。

委員)

学生を巻き込んだ取組を実施できるような計画の設計にはなっているか。

事務局)

計画では、幅広く対応できる記載としているため、取組の実行は可能である。

会長)

今後、消費者市民社会の担い手となる若い世代に向けた取組を検討いただけたらありがたい。

他に御意見はあるか。

委員)

計画案45ページに記載の「大学・専門学校等では、自立した消費者の」から始まる文章と似た記載がで、計画案36ページにあるが、表現が異なっているのは意図があるのか。

事務局)

計画案 45 ページの表現と整合性がとれるかたちで修正する。

会長)

他に御意見はあるか。

委員)

意見なし。

会長)

今回の審議会後、委員からの意見を計画案に反映させることは可能か。

事務局)

審議会として承認された計画案をパブリック・コメントに付す必要があるため、審議会委員としての御意見を計画案へ反映できるのは本日の審議会が最後となる。

県民としてパブリック・コメントの中で御意見をいただくことは可能である。

会長)

審議会委員としての意見は本日限りということである。

意見がなければこの計画案でパブリック・コメントに付すこととなる。

今一度、計画案にお目通しをお願いしたい。

会長)

意見がないようなので、本日いただいた意見を基に一部修正のうえ、パブリック・コメントを実施してよいか。

委員)

異議なし。

会長)

今後の予定について事務局から説明をお願いしたい。

事務局)

本日、御意見をいただいた部分を修正のうえ、パブリック・コメントを12月中旬から1か月間実施する。

次回の審議会は2月初旬を予定しており、その際に、パブリック・コメントの結果と、それらを反映させた計画案をお示しする。

会長)

事務局は本日の審議内容を踏まえ、計画作成を進めるように。

議題（２）

資料４に基づき事務局から説明

会長)

質問や御意見はあるか。

委員)

相談事例の傾向などを若者向けに SNS 等で情報発信を行っているのか。

事務局)

ホームページや香川県公式の SNS などで情報発信している。

委員)

若者向けにという観点から、SNS による情報発信が有効だと思うので、是非、積極的な情報発信をお願いしたい。

会長)

若者に向けた情報発信の方法を工夫し、若者に届くような情報発信を行ってほしいという意見であると思うが、この点について、事務局でも検討していただけたらと思う。

他に御意見はあるか。

委員)

意見なし。

会長)

本日の議題は以上である。

本日の審議会で、計画案について取りまとめが完了したことにお礼申し上げる。

今後、パブリック・コメントを実施することとなるため、委員の皆様からもパブリック・コメント実施の周知をお願いしたい。

事務局)

以上をもって、令和４年度第４回香川県消費生活審議会を閉会とする。